

京都府建設業等生産性向上対策事業

生産年齢人口の減少などにより建設産業の人手不足が深刻化しています。そこで中小企業が建設現場での働きやすい環境づくりの実現に向け補助期間中に実施する業務の高精度化や効率化、省人化等を図る取組に対し、経費の一部を補助します。

【申請期間】 令和5年 **12月22日**（金）～令和6年 **1月31日**（水）（当日必着）

※申請期間内であっても予算額を超えた場合は、申請を打ち切ることがあります。

【補助期間】 交付決定日（又は事前着手日）※～令和6年2月25日（日）

※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

※事前着手日は令和5年4月1日以降に限ります。

補助対象経費	測量機器やICT機器等の 導入に要する経費 で、建設現場における働きやすい環境づくりに向け、業務の高精度化や効率化、省人化等の効果があると知事が認めたもの。（消費税及び地方消費税を除く。）	
補助対象者	京都府内に主たる営業所を置く「令和5年度京都府建設工事競争入札参加資格者」又は「令和5年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者」のうち、中小企業の事業者	
対象品目	測量機器	（例）地上型レーザースキャナー、自動追尾機能付き測量機器、ドローン、GNSS受信機
	2Dマシンガイダンスシステム	（例）既存の油圧ショベル等に装着するシステム
	ICT機器等	（例）ウェアラブルカメラ、定点カメラ／CCUS現場運用支援機器／電熱式防寒服
補助金額	<p>補助対象経費の4分の3以内（上限：750万円）</p> <p>ただし、労働者の処遇改善、働き方改革を実施する事業者に限る（※3） 上記を実施しない場合は2分の1以内（上限：500万円）</p> <p>※補助金は、予算の範囲内で交付し、申請多数の場合は、補助金の減額又は不採択となる場合があります。</p>	

※1 建設機械は補助対象外

※2 機器等を所有することなく、**賃借に要する経費は補助対象外**

※3 平成31年4月1日以降に以下の項目の1以上の達成を確認できる場合

- ①労働基準法で定められている時間外・休日労働時間に関する協定（36協定）の締結
- ②全対象事業場において、4週における所定休日を1日以上増加
- ③労働者一人当たりの給与総額を1.5%以上引き上げ



MGバックホウによる切土法面整形

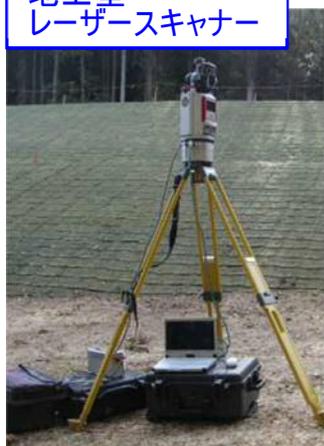


掲載写真：国土交通省 HP 資料から引用

(あくまで例示であり、様々な測量機器等の補助申請をお待ちしています。)

- ・ 建設現場での測量作業に地上型レーザースキャナーを購入し、短時間に少人数で3次元点群データを取得し、データの高精度化や効率化などを図り、生産性を向上
- ・ 建設現場での計測作業にワンマンで出来る測量機器を購入し、少人数で作業が行える環境を整備
- ・ 所有する油圧ショベルに2Dマシンガイダンスシステムを購入・取付し、掘削前の丁張りの設置作業を省くなど、省力化や省人化を図り、生産性を向上
- ・ ウェアラブルカメラを購入し、現場と会社との往復移動時間や移動時の交通事故リスクを削減

地上型
レーザースキャナー



ドローン



カメラ (音声機能付き)



掲載写真：国土交通省 HP 資料から引用

補助金に関する申請書提出先及び相談窓口

申請書提出先	京都府建設交通部指導検査課調整係 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
相談窓口	[平日9時~12時、13時~17時] (土日祝日は除く) 電話：075-414-5225 FAX：075-414-5183 E-mail：shido@pref.kyoto.lg.jp

申請の手引き・様式等のダウンロードはこちら
「京都府 HP 京都府建設業等生産性向上対策事業の申請受付開始について」

